

機械工事共通仕様書（案）新旧対比表 令和6年3月版

章	節	条	項	項目見出し	現行条文	章	節	条	項	項目見出し	改定条文（案）	改定理由
					表紙						表紙	
					国土交通省総合政策局公共事業企画調整課						国土交通省 大臣官房 技術調査課 施工企画室	修正
1				第1章	総則	1				第1章	総則	
1	1			第1節	総則	1	1			第1節	総則	
1	1	2		1-1-2	用語の定義	1	1	2		1-1-2	用語の定義	
		33		33. 工事写真	<p>工事写真とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。</p> <p>なお、デジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の黒板情報電子化についての一部改定について」（令和3年3月26日付け国技建管第21号）に基づき実施しなければならない。</p>			33		33. 工事写真	<p>工事写真とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。</p> <p>なお、デジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の黒板情報電子化についての一部改定について」（令和5年3月15日付け国技建管第6号）に基づき実施しなければならない。</p>	修正
						1	1	6		1-1-6	ワンデーレスポンス	
											<p>監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」に努めなければならない。</p> <p>ワンデーレスポンスとは、問い合わせ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応（回答）し、工事現場において発生する諸問題を迅速に対応する取組みである。</p>	条文の追加
1	1	19		1-1-19	調査・試験に対する協力	1	1	20		1-1-20	調査・試験に対する協力	
		6		6. NETIS	<p>受注者は、新技術情報提供システム(NETIS)等を利用することにより、活用することが有用と思われるNETIS登録技術が明らかになった場合は、監督職員に報告するものとする。</p> <p>受注者は、「公共工事等における新技術活用システム」に基づきNETISに登録されている技術を活用して工事施工する場合には、以下の各号に掲げる措置をしなければならない。</p> <p>受注者は、「公共工事等における新技術活用の促進について」（令和2年7月1日、国官総第20号、国官技第41号）、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領について」（令和4年4月1日、国官総第185号、国官技第391号、国官施第19号、国総公第252号）による必要な措置をとるものとする。</p>			6		6. NETIS	<p>受注者は、新技術情報提供システム(NETIS)に登録されている技術を活用して工事施工する場合には、以下の各号に掲げる措置をしなければならない。</p> <p>受注者は、「公共工事等における新技術活用の促進について」（令和5年3月28日、国官総第250号、国官技第403号）、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領について」（令和5年3月28日、国官総第249号、国官技第395号、国官施第34号、国総公第288号）による必要な措置をとるものとする。</p>	語句修正
				(1)	<p>受注者は、発注者指定型によりNETIS登録技術の活用が設計図書で指定されている場合は、当該施工が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。</p> <p>ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術(NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術)は活用効果調査表の提出を要しない。</p>					(1)	<p>受注者は、発注者指定型によりNETIS登録技術の活用が設計図書で指定されている場合は、当該施工が完了次第活用効果調査表を新技術情報提供システム（以下「システム」という）にて入力・登録しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術(NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術)は活用効果調査表の入力・登録を要しない。</p>	語句修正
				(2)	<p>受注者は、施工者選定型によりNETIS登録技術を活用した施工を行う場合、新技術活用計画書を発注者に提出しなければならない。また、当該施工が完了次第、活用効果調査表を発注者に提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術(NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術)は活用効果調査表の提出を要しない。</p>					(2)	<p>受注者は、施工者選定型によりNETIS登録技術を活用した施工を行う場合、新技術活用計画書を作成し、施工計画書と共に提出しなければならない。また、当該施工が完了次第活用効果調査表をシステムにて入力・登録しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術(NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術)は活用効果調査表の入力・登録を要しない。</p>	語句修正

機械工事共通仕様書（案）新旧対比表 令和6年3月版

章	節	条	項	項目見出し	現行条文	章	節	条	項	項目見出し	改定条文（案）	改定理由
1	1	25		1-1-25	建設副産物	1	1	26		1-1-26	建設副産物	
			4	4. 再生資源利用計画	受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書にその移しを添付して監督職員に提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。				4	4. 再生資源利用計画	受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書にその移しを添付して監督職員に提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、 工事現場において 再生資源利用促進計画を公衆の 見やすい 場所に掲げなければならない。	語句修正
									5	5. 受領書の交付	受注者は、 土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。	条文の追加
			5	5. 再生資源利用促進計画	受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。				6	6. 再生資源利用促進計画	受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、 工事現場において 再生資源利用促進計画を公衆の 見やすい 場所に掲げなければならない。	語句修正
									7	7. 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等	受注者は、 再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。 また、 確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。	条文の追加
									8	8. 建設発生土の運搬を行う者に対する通知	受注者は、 建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「6. 再生資源利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と「7. 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。	条文の追加
									9	9. 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等	受注者は、 建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。	条文の追加
1	1	37		1-1-37	週休二日の対応	1	1	38		1-1-38	週休二日の対応	
					受注者は、週休二日に取り組み、その実施内容を監督職員に報告しなければならない。 なお、週休二日は、 月単位で 4週8休以上の現場閉所、または技術者及び技能労働者が 交代 しながら4週8休以上の休日を確保し、実施に 務め なければならない。						受注者は、週休二日に取り組み、その実施内容を監督職員に報告しなければならない。 なお、週休二日は、 土日を休日とする 4週8休以上の現場閉所により、 月単位で 4週8休以上の休日を確保するものであり、 その実施に努め なければならない。	語句修正

機械工事共通仕様書（案）新旧対比表 令和6年3月版

章	節	条	項	項目見出し	現行条文	章	節	条	項	項目見出し	改定条文（案）	改定理由
2				第2章	機器及び材料	2				第2章	機器及び材料	
2	1			第1節	通則	2	1			第1節	通則	
2	1	3		2-1-3	材料	2	1	3		2-1-3	材料	
			1	1. 工事材料	<p>受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督職員又は検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。ただし、設計図書で品質規格証明書等の提出を定められているものについては、監督職員へ提出しなければならない。</p> <p>なお、JIS規格品のうちJISマーク表示が認証されJISマーク表示がされている材料・製品等については、JISマーク表示状態を示す写真等確認資料の提示に替えることができる。</p>				1	1. 工事材料	<p>受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督職員又は検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。なお、JIS規格品のうちJISマークが表示されている材料・製品等については、表示状態を示す写真等の提示をもって品質規格証明書の提示に代えることができる。</p> <p>ただし、設計図書で品質規格証明書等の提出を定められているものについては、監督職員へ提出しなければならない。</p>	語句修正
2	2			第2節	操作制御設備	2	2			第2節	操作制御設備	
2	2	1		2-2-1	共通事項	2	2	1		2-2-1	共通事項	
			10	10. 各盤の配線及び構造	監視操作制御設備等の各盤の配線及び構造等については、JEM 1425(金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ)、JEM 1265(低圧金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ)、JIM 1459(配電盤、制御盤の構造及び寸法)等の該当する規格による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。				10	10. 各盤の配線及び構造	監視操作制御設備等の各盤の配線及び構造等については、JEM 1425(金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ)、JEM 1265(低圧金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ)、JEM 1459(配電盤、制御盤の構造及び寸法)等の該当する規格による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	語句修正
2	2	2		2-2-2	盤構造及び形式	2	2	2		2-2-2	盤構造及び形式	
			9	9. 塗装 (2)	塗 装 色 設計図書に明示なき場合786合は、JEM 1135に準拠する				9	9. 塗装 (2)	塗 装 色 : 設計図書に明示なき場合は、JEM 1135に準拠する	語句修正
3				第3章	共通施工	3				第3章	共通施工	
3	2			第2節	製作	3	2			第2節	製作	
3	2	1		3-2-1	原寸等	3	2	1		3-2-1	原寸等	
			1	1. 一般事項	受注者は、工作に着手する前に原寸図又は他の方法で図面の不備や製作、据付上に支障がないことを確かめなければならない。						受注者は、工作に着手する前に原寸図又は他の方法で図面の不備や製作、据付上に支障がないことを確かめなければならない。	修正
3	3			第3節	溶接	3	3			第3節	溶接	
3	3	5		3-3-5	予熱	3	3	5		3-3-5	予熱	
			1	1. 一般事項	部材の溶接において、次により適切に予熱しなければならない。						部材の溶接において、次により適切に予熱しなければならない。	修正
3	3	8		3-3-8	検査方法	3	3	8		3-3-8	検査方法	
			1	1. 検査方法 (1) 非破壊検査方法						・ 非破壊検査方法		修正
3	5			第5節	塗装	3	5			第5節	塗装	
3	5	1		3-5-1	一般事項	3	5	1		3-5-1	一般事項	
			13	13. 配管系統の塗色 (1)	<p>配管の系統が多く、識別が困難な場合は、次の表に示す塗装を行うものとする。</p> <p>なお、ステンレス鋼管等の塗装できない配管については塗色と同じ色テープを巻くものとする。</p>				13	13. 配管系統の塗色	<p>配管の系統が多く、識別が困難な場合は、次の表に示す塗装を行うものとする。</p> <p>なお、ステンレス鋼管等の塗装できない配管については塗色と同じ色テープを巻くものとする。</p>	修正

機械工事共通仕様書（案）新旧対比表 令和6年3月版

章	節	条	項	項目見出し	現行条文	章	節	条	項	項目見出し	改定条文（案）	改定理由
3	5	2		3-5-2	素地調整	3	5	2		3-5-2	素地調整	
			6		<p>受注者は、塗替塗装時の素地調整面については、速やかに第1層目を塗るものとする。</p> <p>なお、天候の急変その他の事情で同日中に第1層目を塗り終えることができなかった場合は、塗り残し面を再度素地調整しなければならない。</p>				6	6. 塗替塗装時の素地調整	<p>受注者は、塗替塗装時の素地調整面については、速やかに第1層目を塗るものとする。</p> <p>なお、天候の急変その他の事情で同日中に第1層目を塗り終えることができなかった場合は、塗り残し面を再度素地調整しなければならない。</p>	見出しの追加
			7		<p>鉛等有害物を含有する塗料の除去にあたっては、作業者の労働災害防止のため必要な措置を講ずるものとする。</p>				7	7. 鉛等有害物	<p>鉛等有害物を含有する塗料の除去にあたっては、作業者の労働災害防止のため必要な措置を講ずるものとする。</p>	見出しの追加

機械工事共通仕様書（案）新旧対比表 令和6年3月版

章	節	条	項	項目見出し	現行条文	章	節	条	項	項目見出し	改定条文（案）	改定理由																														
3	10			第10節	電気配線	3	10			第10節	電気配線																															
3	10	1		3-10-1	一般事項	3	10	1		3-10-1	一般事項																															
			5	5. ビニル電線の色別	受注者は、ビニル電線を使用する場合は、次の表のとおり色別しなければならない。 ただし、既設電線の色別が次の表のとおりでない場合、監督職員との協議の上、変更できるものとする。				5	5. ビニル電線の色別	受注者は、ビニル電線を使用する場合は、次の表のとおり色別しなければならない。 ただし、既設電線の色別が次の表のとおりでない場合、監督職員との協議の上、変更できるものとする。 また、色別困難な場合は、端子部においてビニルキャップ等で識別してもよいものとする。 なお、ビニル電線以外でもこの色別を準用するものとする。 ビニル電線の色別 <table border="1"> <thead> <tr> <th>電気方式</th> <th>赤</th> <th>白</th> <th>黒</th> <th>青</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三相3線式</td> <td>第1相</td> <td>第2相(接地側)</td> <td>第2相(非接地)</td> <td>第3相</td> </tr> <tr> <td>三相4線式</td> <td>第1相</td> <td>中性相</td> <td>第2相</td> <td>第3相</td> </tr> <tr> <td>単相2線式</td> <td>第1相</td> <td>第2相(接地側)</td> <td>第2相(非接地)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>単相3線式</td> <td>第1相</td> <td>中性相</td> <td>第2相</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>直流2線式</td> <td>正極</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>負極</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注1] 接地線は、緑色又は緑／黄色とする。 [注2] 電線を分岐する場合は分岐前の色別による。 ただし、分電盤2次側の単相2線式回路の電圧側の色は、赤、黒、いずれかの色に統一してもよい。</p>	電気方式	赤	白	黒	青	三相3線式	第1相	第2相(接地側)	第2相(非接地)	第3相	三相4線式	第1相	中性相	第2相	第3相	単相2線式	第1相	第2相(接地側)	第2相(非接地)	—	単相3線式	第1相	中性相	第2相	—	直流2線式	正極	—	—	負極	
電気方式	赤	白	黒	青																																						
三相3線式	第1相	第2相(接地側)	第2相(非接地)	第3相																																						
三相4線式	第1相	中性相	第2相	第3相																																						
単相2線式	第1相	第2相(接地側)	第2相(非接地)	—																																						
単相3線式	第1相	中性相	第2相	—																																						
直流2線式	正極	—	—	負極																																						
				(1) 接地線は、緑色又は緑／黄色とする。 また、色別困難な場合は、端子部においてビニルキャップ等で識別してもよいものとする。 なお、ビニル電線以外でもこの色別を準用するものとする。 ビニル電線の色別 <table border="1"> <thead> <tr> <th>電圧種別</th> <th>電気方式</th> <th>接地側</th> <th>電圧側</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高圧</td> <td>三相3線式</td> <td>—</td> <td>赤・白・青</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">低圧</td> <td>単相2線式</td> <td>—</td> <td>赤・黒</td> </tr> <tr> <td>単相3線式</td> <td>白又は薄青</td> <td>赤・青</td> </tr> <tr> <td>三相3線式</td> <td>—</td> <td>赤・黒・青</td> </tr> <tr> <td>三相4線式</td> <td>白又は薄青</td> <td>赤・黒・青</td> </tr> <tr> <td>直流</td> <td></td> <td>負極青</td> <td>正極赤</td> </tr> </tbody> </table>	電圧種別	電気方式	接地側	電圧側	高圧	三相3線式	—	赤・白・青	低圧	単相2線式	—	赤・黒	単相3線式	白又は薄青	赤・青	三相3線式	—	赤・黒・青	三相4線式	白又は薄青	赤・黒・青	直流		負極青	正極赤							修正						
電圧種別	電気方式	接地側	電圧側																																							
高圧	三相3線式	—	赤・白・青																																							
低圧	単相2線式	—	赤・黒																																							
	単相3線式	白又は薄青	赤・青																																							
	三相3線式	—	赤・黒・青																																							
	三相4線式	白又は薄青	赤・黒・青																																							
直流		負極青	正極赤																																							
				(2) 電線を分岐する場合は分岐前の色別による。 ただし、分電盤2次側の単相2線式回路の電圧側の色は、赤、黒、いずれかの色に統一してもよい。																																						

機械工事共通仕様書（案）新旧対比表 令和6年3月版

章	節	条	項	項目見出し	現行条文	章	節	条	項	項目見出し	改定条文（案）	改定理由
4				第4章	水門設備	4				第4章	水門設備	
4	1			第1節	通則	4	1			第1節	通則	
4	1	2		4-1-2	一般事項	4	1	2		4-1-2	一般事項	
			3	3. 技術基準	<p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これによりがたい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>(1) 国土交通省河川砂防技術基準(案)</p> <p>(2) 水門開閉装置技術基準(案)</p> <p>(3) ダム・堰施設技術基準(案)</p> <p>(4) 鋼製起伏ゲート設計要領(案)</p> <p>(5) ゲート用開閉装置(油圧式)設計要領(案)</p> <p>(6) ゲート用開閉装置(機械式)設計要領(案)</p> <p>(7) ダム・堰施設検査要領(案)(同解説)</p> <p>(8) 水門・樋門ゲート設計要領(案)</p> <p>(9) ゴム袋体をゲート又は起伏装置に用いる堰のゴム袋体に関する基準(案)</p> <p>(10) ゴム袋体をゲート又は起伏装置に用いる堰のゴム袋体に関する基準(案)・同解説</p>				3	3. 技術基準	<p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これによりがたい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>(1) 国土交通省河川砂防技術基準(案)</p> <p>(2) ダム・堰施設技術基準(案)</p> <p>(3) 鋼製起伏ゲート設計要領(案)</p> <p>(4) ゲート用開閉装置(油圧式)設計要領(案)</p> <p>(5) ゲート用開閉装置(機械式)設計要領(案)</p> <p>(6) ダム・堰施設検査要領(案)(同解説)</p> <p>(7) 水門・樋門ゲート設計要領(案)</p> <p>(8) ゴム袋体をゲート又は起伏装置に用いる堰のゴム袋体に関する基準(案)</p> <p>(9) ゴム袋体をゲート又は起伏装置に用いる堰のゴム袋体に関する基準(案)・同解説</p>	修正
4	1	6		4-1-6	操作要領説明板	4	1	6		4-1-6	操作要領説明板	
			1	1. 一般事項	<p>受機側操作盤の操作場所に操作の手順等を記入した操作要領説明板を見やすい位置に設けなければならない。なお、操作要領説明板の仕様は下表を標準とする。</p>						<p>機側操作盤の操作場所に操作の手順等を記入した操作要領説明板を見やすい位置に設けなければならない。なお、操作要領説明板の仕様は下表を標準とする。</p>	修正
4	3			第3節	開閉装置	4	3			第3節	開閉装置	
4	3	3		4-3-3	ワイヤロープウインチ式開閉装置	4	3	3		4-3-3	ワイヤロープウインチ式開閉装置	
			6	6. 減速装置	減速装置は、次によるものとする。				6	6. 減速装置	密閉形減速機には、油面計、ドレーンプラグ、給油口等を設けるものとする。	修正
					(1) 密閉形減速機には、油面計、ドレーンプラグ、給油口等を設けるものとする。							
4	5			第5節	小容量放流設備用ゲート・バルブ	4	5			第5節	小容量放流設備用ゲート・バルブ	
4	5	1		4-5-1	小容量放流設備用ゲート・バルブ							修正
4	6			第6節	付属設備	4	6			第6節	付属設備	
4	6	6		4-6-6	鋼製付属設備	4	6	6		4-6-6	鋼製付属設備	
			1	1. 組立、据付架台	組立、据付架台は、次によるものとする。						組立、据付架台は、次によるものとする。	修正

機械工事共通仕様書（案）新旧対比表 令和6年3月版

章	節	条	項	項目見出し	現行条文	章	節	条	項	項目見出し	改定条文（案）	改定理由	
4	7			第7節	操作制御設備及び電源設備	4	7			第7節	操作制御設備及び電源設備		
4	7	9		4-7-9	予備品	4	7	9		4-7-9	予備品		
					(1)ランプ、制御回路ヒューズ (2)LED (3)補助リレー類 (4)電力ヒューズ（設置している場合）	現用の10%（最低1個） 現用各種ごとに1個 現用各種ごとに1個 現用各種ごとに1組 （三相分）					(1)ランプ、制御回路ヒューズ (2)LEDランプ (3)補助リレー類 (4)電力ヒューズ（設置している場合） (5)予備品箱	現用の10%（最低1個） 現用各種ごとに1個 現用各種ごとに1個 現用各種ごとに1個 （三相分） 1式	語句修正
5				第5章	ゴム引布製起伏堰設備	5				第5章	ゴム引布製起伏堰設備		
5	2			第2節	袋体等	5	2			第2節	袋体等		
5	2	1		5-2-1	袋体	5	2	1		5-2-1	袋体		
			10	10.	接合部（継手）は、次に示す事項を満足するものでなければならない。				10	10. 接合部（継手）	接合部（継手）は、次に示す事項を満足するものでなければならない。	見出しの追加	
6				第6章	揚排水ポンプ設備	6				第6章	揚排水ポンプ設備		
6	1			第1節	通則	6	1			第1節	通則		
6	1	4		6-1-4	運転操作説明板	6	1	4		6-1-4	運転操作説明板		
			1	1. 一般事項	ポンプ設備の操作室には、操作の手順等を記入した運転操作説明板を見やすい位置に設置するものとし、仕様は次の表とする。						ポンプ設備の操作室には、操作の手順等を記入した運転操作説明板を見やすい位置に設置するものとし、仕様は次の表とする。	修正	
6	1	5		6-1-5	付属工具	6	1	5		6-1-5	付属工具		
			1	1. 一般事項	受注者は、主ポンプ設備等の保守管理に必要な付属工具を納品するものとする。 なお、付属工具の種類、数量及び格納方法は設計図書によるものとし、付属工具数量表を工具納品時に添付するものとする。						受注者は、主ポンプ設備等の保守管理に必要な付属工具を納品するものとする。 なお、付属工具の種類、数量及び格納方法は設計図書によるものとし、付属工具数量表を工具納品時に添付するものとする。	修正	
6	2			第2節	主ポンプ	6	2			第2節	主ポンプ		
6	2	2		6-2-2	立軸（軸流・斜流・渦巻）ポンプ	6	2	2		6-2-2	立軸（軸流・斜流・渦巻）ポンプ		
			10	10. 軸封装置 (1)	軸封装置は、無注水形軸封装置とする。				10	10. 軸封装置	軸封装置は、無注水形軸封装置とする。	修正	
6	3			第3節	吸吐出管	6	3			第3節	吸吐出管		
6	3	1		6-3-1	一般事項	6	3	1		6-3-1	一般事項		
			1	1. 吸吐出管								修正	
6	4			第4節	主配管用弁類	6	4			第4節	主配管用弁類		
6	4	2		6-4-2	逆止弁	6	4	2		6-4-2	逆止弁		
			1	1. 逆止弁	逆止弁は、急閉、緩閉、普通スイング式及びリフト式弁で、逆止め弁の選定は、設計図書によるものとする。						逆止弁は、急閉、緩閉、普通スイング式及びリフト式弁で、逆止め弁の選定は、設計図書によるものとする。	修正	
6	8			第8節	系統機器設備	6	8			第8節	系統機器設備		
6	8	2		6-8-2	満水（呼水）系統設備	6	8	2		6-8-2	満水（呼水）系統設備		
			3	3. 補水槽 (1)	補水槽の仕様は、設計図書による。				3	3. 補水槽	補水槽の仕様は、設計図書による。	修正	

機械工事共通仕様書（案）新旧対比表 令和6年3月版

章	節	条	項	項目見出し	現行条文	章	節	条	項	項目見出し	改定条文（案）	改定理由
6	8	3		6-8-3	給水系統設備	6	8	3		6-8-3	給水系統設備	
			1	1. 共通事項 (1)	給水系統設備は、各機器へ必要な水を供給するもので、冷却水系統、潤滑水系統、封水系統で構成されるものとする。				1	1. 共通事項	給水系統設備は、各機器へ必要な水を供給するもので、冷却水系統、潤滑水系統、封水系統で構成されるものとする。	修正
			4	4. 水槽類 (2) 膨張タンク	①膨張タンクは、十分な強度と剛性を有するとともに、漏水のないもので、水抜きができる構造とする。 なお、アクリル製の水位表示器を設けるものとする。				4	4. 水槽類 (2) 膨張タンク	膨張タンクは、十分な強度と剛性を有するとともに、漏水のないもので、水抜きができる構造とする。 なお、アクリル製の水位表示器を設けるものとする。	修正
			4	4. 水槽類 (3) 高架水槽	①高架水槽は、十分な強度と剛性を有するとともに、漏水がないもので、水抜きができる構造とする。 なお、アクリル製の水位表示器を設けるものとする。				4	4. 水槽類 (3) 高架水槽	高架水槽は、十分な強度と剛性を有するとともに、漏水がないもので、水抜きができる構造とする。 なお、アクリル製の水位表示器を設けるものとする。	修正
			5	5. 水処理装置 (1) 共通事項	①二次冷却などに原水を使用する場合、原水の水質により取水ポンプの吐出側にオートストレーナ等の水処理装置を施すものとする。				5	5. 水処理装置 (1) 共通事項	二次冷却などに原水を使用する場合、原水の水質により取水ポンプの吐出側にオートストレーナ等の水処理装置を施すものとする。	修正
			5	5. 水処理装置 (2) オートストレーナ	①オートストレーナは、ゴミを除去する場合に用いるもので逆洗浄できる構造とし、バイパス配管及びバルブを設けるものとする。				5	5. 水処理装置 (2) オートストレーナ	オートストレーナは、ゴミを除去する場合に用いるもので逆洗浄できる構造とし、バイパス配管及びバルブを設けるものとする。	修正
			5	5. 水処理装置 (3) サイクロンセパレータ	①サイクロンセパレータは、砂等を除去する場合に用いるもので、仕様については、設計図書による。				5	5. 水処理装置 (3) サイクロンセパレータ	サイクロンセパレータは、砂等を除去する場合に用いるもので、仕様については、設計図書による。	修正
			5	5. 水処理装置 (4) 凝集沈殿装置	①凝集沈殿装置は、河川水の水質が相当悪く、しかも大量の水を必要とする場合に用いるもので、仕様については、設計図書による。				5	5. 水処理装置 (4) 凝集沈殿装置	凝集沈殿装置は、河川水の水質が相当悪く、しかも大量の水を必要とする場合に用いるもので、仕様については、設計図書による。	修正
6	8	4		6-8-4	燃料系統設備	6	8	4		6-8-4	燃料系統設備	
			1	1. 一般事項 (1)	燃料系統設備は、燃料移送ポンプ、燃料貯油槽、燃料小出槽等で構成するものとする。 ①燃料貯油槽は、危険物関係法令（消防法、政令、都道府県市町村条例等）を遵守して設置するものとする。 ②燃料貯油槽の容量及び給油口金具は、設計図書による。				1	1. 一般事項	燃料系統設備は、燃料移送ポンプ、燃料貯油槽、燃料小出槽等で構成するものとする。 (1)燃料貯油槽は、危険物関係法令（消防法、政令、都道府県市町村条例等）を遵守して設置するものとする。 (2)燃料貯油槽の容量及び給油口金具は、設計図書による。	修正
6	8	6		6-8-6	給油（潤滑油）系統設備	6	8	6		6-8-6	給油（潤滑油）系統設備	
			3	3. 潤滑油濾過器及び潤滑油冷却器 (1)	潤滑油濾過器及び潤滑油冷却器の仕様は、設計図書による。				3	3. 潤滑油濾過器及び潤滑油冷却器	潤滑油濾過器及び潤滑油冷却器の仕様は、設計図書による。	修正
6	10			第10節	角落し設備	6	10			第10節	角落し設備	
6	10	2		6-10-2	構造計算	6	10	2		6-10-2	構造計算	
			1	1. 構造計算	構造計算は「ダム・堰施設技術基準(案)」による。						構造計算は「ダム・堰施設技術基準(案)」による。	修正
6	10	3		6-10-3	吊込装置	6	10	3		6-10-3	吊込装置	
			1	1. 吊込装置								修正
6	12			第12節	除塵設備	6	12			第12節	除塵設備	
6	12	1		6-12-1	一般事項	6	12	1		6-12-1	一般事項	
			1	1. 除塵設備の構造								修正
6	12	2		6-12-2	バースクリーン	6	12	2		6-12-2	バースクリーン	
			1	1. バースクリーンの構造								修正

機械工事共通仕様書（案）新旧対比表 令和6年3月版

章	節	条	項	項目見出し	現行条文	章	節	条	項	項目見出し	改定条文（案）	改定理由
6	12	3		6-12-3	レーキ形定置式除塵機	6	12	3		6-12-3	レーキ形定置式除塵機	
			4	4. エプロン (1)	エプロンは、裏面に適切な補強を行い、ひずみのないものでガイド及び桁材に強固に取付けるものとする。				4	4. エプロン	エプロンは、裏面に適切な補強を行い、ひずみのないものでガイド及び桁材に強固に取付けるものとする。	修正
6	13			第13節	据付	6	13			第13節	据付	
6	13	1		6-13-1	据付準備	6	13	1		6-13-1	事前確認及び調査等	修正
			1	1. 事前確認及び調査等								修正
7				第7章	ダム施工機械設備	7				第7章	ダム施工機械設備	
7	2			第2節	骨材生産・貯蔵・輸送設備	7	2			第2節	骨材生産・貯蔵・輸送設備	
7	2	2		7-2-2	骨材洗浄設備	7	2	2		7-2-2	骨材洗浄設備（ドラムスクラバ）	修正
			1	1. ドラムスクラバ								修正
7	2	4		7-2-4	二次、三次破碎設備	7	2	4		7-2-4	二次、三次破碎設備	
			1	1. コーンクラッシャ								修正
7	3			第3節	コンクリート生産設備	7	3			第3節	コンクリート生産設備	
7	3	6		7-3-6	建屋	7	3	6		7-3-6	建屋	
			1	1. 建屋								修正
7	3	8		7-3-8	電気機器	7	3	8		7-3-8	電気機器	
			2	2. 配電盤類 (1)	受電用の動力盤は、骨材及びセメントの受材に係る動力盤の配線用しゃ断器を含むものとする。				2	2. 配電盤類	受電用の動力盤は、骨材及びセメントの受材に係る動力盤の配線用遮断器を含むものとする。	語句修正
7	4			第4節	コンクリート打設設備	7	4			第4節	コンクリート打設設備	
7	4	2		7-4-2	弧動式ケーブルクレーン	7	4	2		7-4-2	弧動式ケーブルクレーン	
			16	16. 電気機器 (1)電源	①設備に使用する電力は別途供給するものとし、供給場所及び電圧は設計図書による。				16	16. 電気機器 (1)電源	設備に使用する電力は別途供給するものとし、供給場所及び電圧は設計図書による。	修正
7	4	3		7-4-3	走行式ジブクレーン	7	4	3		7-4-3	走行式ジブクレーン	
			8	8. 起伏装置 (1)	起伏装置の巻上装置、潤滑方式、減速機、制動機、電動機、軸受等については7-3-7 7.による。				8	8. 起伏装置 (1)	起伏装置の巻上装置、潤滑方式、減速機、制動機、電動機、軸受等については7-4-2 6.による。	語句修正
7	5			第5節	濁水処理設備	7	5			第5節	濁水処理設備	
7	5	8		7-5-8	電気機器	7	5	8		7-5-8	電気機器	
			1	1. 電源 (1)	設備に使用する電力は別途供給するものとし、供給電圧は設計図書による。				1	1. 電源	設備に使用する電力は別途供給するものとし、供給電圧は設計図書による。	修正
7	6			第6節	給水設備	7	6			第6節	給水設備	
7	6	4		7-6-4	電気機器	7	6	4		7-6-4	電気機器	
			1	1. 電源 (1)	給水設備に使用する電力は別途供給するものとし、供給容量及び供給電圧は設計図書によるものとする。				1	1. 電源	給水設備に使用する電力は別途供給するものとし、供給容量及び供給電圧は設計図書によるものとする。	修正
7	8			第8節	セメント輸送及び貯蔵設備	7	8			第8節	セメント輸送及び貯蔵設備	
7	8	3		7-8-3	セメント貯蔵設備	7	8	3		7-8-3	セメント貯蔵設備	
			1	1. セメント貯蔵設備								修正

機械工事共通仕様書（案）新旧対比表 令和6年3月版

章	節	条	項	項目見出し	現行条文	章	節	条	項	項目見出し	改定条文（案）	改定理由
7	8	4		7-8-4	電気機器	7	8	4		7-8-4	電気機器	
			1	1. 電源 (1)	設備に使用する電力は別途供給するものとし、供給電圧は設計図書による。				1	1. 電源	設備に使用する電力は別途供給するものとし、供給電圧は設計図書による。	修正
7	10			第10節	操作制御設備	7	10			第10節	操作制御設備	
7	10	2		7-10-2	予備品	7	10	2		7-10-2	予備品	
					(1)ランプ、制御回路ヒューズ（設置している場合） (2)LED (3)補助リレー類 (4)電力ヒューズ（設置している場合） (5)予備品箱	現用の10%（最低1個） 現用各種ごとに1個 現用各種ごとに1個 現用各種ごとに1組（三相分） 1式				(1)ランプ、制御回路ヒューズ（設置している場合） (2)LED ランプ (3)補助リレー類 (4)電力ヒューズ（設置している場合） (5)予備品箱	現用の10%（最低1個） 現用各種ごとに1個 現用各種ごとに1個 現用各種ごとに1個 （三相分） 1式	語句修正
8				第8章	トンネル換気・非常用施設	8				第8章	トンネル換気・非常用施設	
8	3			第3節	天井クレーン設備	8	3			第3節	天井クレーン設備	
8	3	1		8-3-1	天井クレーン設備							修正
8	7			第7節	非常用施設	8	7			第7節	非常用施設	
8	7	3		8-7-3	加圧送水(消火ポンプ)装置	8	7	3		8-7-3	加圧送水(消火ポンプ)装置	
			1	1. 仕様及び構造								修正
9				第9章	消融雪設備	9				第9章	消融雪設備	
9	5			第5節	操作制御設備及び電源設備	9	5			第5節	操作制御設備及び電源設備	
9	5	1		9-5-1	一般事項	9	5	1		9-5-1	一般事項	
			1	1. 基本仕様								修正
12				第12章	機械式駐車場設備	12				第12章	機械式駐車場設備	
12	5			第5節	付属設備	12	5			第5節	付属設備	
12	5	1		9-5-1	一般事項							修正
13				第13章	車両重量計設備	13				第13章	車両重量計設備	
13	4			第4節	据付	13	4			第4節	据付	
13	4	1		13-4-1	一般事項							修正

機械工事共通仕様書（案）新旧対比表 令和6年3月版

章	節	条	項	項目見出し	現行条文	章	節	条	項	項目見出し	改定条文（案）	改定理由
15				第15章	道路用昇降設備	15				第15章	道路用昇降設備	
15	2			第2節	道路用昇降設備	15	2			第2節	道路用昇降設備	
15	2	1		15-2-1	エレベータ	15	2	1		15-2-1	エレベータ	
			11	11. 予備品	(1)ランプ、制御回路ヒューズ （設置している場合） (2)LED (3)補助リレー類 (4)電力ヒューズ（設置している場合） (5)予備品箱 現用の10%（最低1個） 現用各種ごとに1個 現用各種ごとに1個 現用各種ごとに1組 （三相分） 1式				11	11. 予備品	(1)ランプ、制御回路ヒューズ （設置している場合） (2)LEDランプ (3)補助リレー類 (4)電力ヒューズ（設置している場合） (5)予備品箱 現用の10%（最低1個） 現用各種ごとに1個 現用各種ごとに1個 現用各種ごとに1個 （三相分） 1式	語句修正
16				第16章	ダム管理設備	16				第16章	ダム管理設備	
16	7			第7節	操作制御設備	16	7			第7節	操作制御設備	
16	7	3		16-7-3	予備品	16	7	3		16-7-3	予備品	
					(1)ランプ、制御回路ヒューズ （設置している場合） (2)LED (3)補助リレー類 (4)電力ヒューズ（設置している場合） (5)予備品箱 現用の10%（最低1個） 現用各種ごとに1個 現用各種ごとに1個 現用各種ごとに1組 （三相分） 1式					(1)ランプ、制御回路ヒューズ （設置している場合） (2)LEDランプ (3)補助リレー類 (4)電力ヒューズ（設置している場合） (5)予備品箱 現用の10%（最低1個） 現用各種ごとに1個 現用各種ごとに1個 現用各種ごとに1個 （三相分） 1式	語句修正	
17				第17章	遠隔監視操作制御設備	17				第17章	遠隔監視操作制御設備	
17	2			第2節	操作制御設備	17	2			第2節	操作制御設備	
17	2	1		17-2-1	一般事項							修正
17	3			第3節	伝送設備	17	3			第3節	伝送設備	
17	3	1		17-3-1	伝送装置等							修正
17	4			第4節	計測設備	17	4			第4節	計測設備等	
17	4	1		17-4-1	計測設備等							修正
17	5			第5節	監視設備	17	5			第5節	監視設備	
17	5	1		17-5-1	監視設備							修正
18				第18章	河川浄化設備	18				第18章	河川浄化設備	
18	3			第3節	散気設備	18	3			第3節	散気設備	
18	3	1		18-3-1	一般事項							修正

機械工事共通仕様書（案）新旧対比表 令和6年3月版

章	節	条	項	項目見出し	現行条文	章	節	条	項	項目見出し	改定条文（案）	改定理由
18	4			第4節	監視操作制御設備及び電源設備	18	4			第4節	監視操作制御設備及び電源設備	
18	4	2		18-4-2	監視操作制御方式	18	4	2		18-4-2	監視操作制御方式	
			1	1. 一般事項								修正